

## 用語解説

### あ行

#### 愛のりタクシー

伊達ウェルシーランド構想（後術）の一環として60歳以上の高齢者を対象とした会員制のドア・ツー・ドアの乗り合いタクシーです。

#### いきいき百歳体操

高知県が開発した「おもり」を使った効果的な筋力運動を伊達市版にアレンジした体操になります。

#### インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育です。

#### NPO

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。特定非営利活動法人、非営利団体等を指します。

#### LSA（生活援助員）

シルバーハウジングなど高齢者が居住する集合住宅において日常生活の生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助などを行うための要員のことを言います。Life support adviser の略となります。

#### 音楽健康指導士

一般社団法人日本音楽健康協会が認定する資格で、健康カラオケ機械を使用し、「音楽健康セッション」のアシスタントを行うことができる資格のことです。

### か行

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により2015年（平成27年）4月に施行された事業です。

## カラーユニバーサルデザイン

色の見え方が一般と異なる人にも情報がきちんと伝わるよう色使いに配慮したユニバーサルデザインです。

これは「NPO 法人カラーユニバーサルデザイン機構」が作った名称であり、一般名称としてはカラーバリアフリーという呼び方も使われています。

## 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することです。

## 行政相談員

行政相談委員法に基づき、各市町村に設置される役職で総務大臣から委嘱を受けた人です。

## コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行をする人です。

## さ行

## 社会福祉法

社会福祉について規定している日本の法律です。制定時の法律の題名は社会福祉事業法で、2000年（平成12年）法律第111号により法律の題名を改正しました。日本の社会福祉に関するあらゆる事項の共通基礎概念を定めた法律で、福祉六法に影響を与えることから1990年代に改革を迫られた経緯があります。

## 社会を明るくする運動

法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするためにすべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、進んでこれからの活動に協力するように全国的に呼びかける啓発活動です。

## 消費者被害

「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄など大切な財産を狙うことが多く、電話勧誘販売や家庭訪販による被害が多いのが特徴です。

## 手話言語条例

手話を言語として認め、手話が日常生活に取り入れ、ろうあ者と健常者が共生できる社会を目指す条例です。本市では2017年4月（平成29年4月）に条例化しています。

## 自殺対策基本法

年間の日本自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律です。

2006年（平成18年）6月21日に交付、同年10月28日に施行された主として内閣府が所管するほか、厚生労働省に特別の機関として設置される自殺総合対策会議が「自殺対策の大綱」を定めています。

## 自主活動団体

本計画では、地域において自主的に活動する自治会や老人クラブ、PTA、地区社会福祉協議会などを指します。

## 成年後見制度

この制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）に対して、その能力を補充するために代理人等を定め、その代理人が本人の権利擁護を基本として、財産管理や福祉サービスを含む各種法律的契約事務を行うものです。悪徳商法のトラブルを防ぐことができます

また、親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして親権者がいなくなることがありますが、その場合は親権者に代わって後見人が選任され未成年の保護にあたる制度のことを「未成年後見人制度」といいます。

## 成年後見利用支援事業

本人の収入や資産の状況から、家庭裁判所への審判請求費用及び後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、その費用や報酬の全部又は一部を助成する制度です。

た行

## 伊達ウェルシーランド構想

官民協働により高齢者が安全に安心して生活することができる豊かなまちづくりを進めるとともに、高齢者の求めに応える新たな生活産業を創出し、働く人たちの雇用を促進し、豊かで快適な活力ある暮らしの実現を目指すものです。

### だて地域生活支援センター

本市では、障がい者の就労支援やグループホームの利用、相談とその他総合相談の専門窓口があり、地域の関係機関や法人内の各事業所とも連携を取りながら専門的な支援を行い、各種サービスや事業の紹介、利用調整を行っている事業所になります。

### 地域共生社会

誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし、共に支え合う社会のことです。

### 地域包括ケアシステム

高齢になっても住み慣れた地域で生活続けることができるように「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」という5つのサービスを不自由なく一体的に提供する地域の支援体制のことです。

### 地域包括支援センター

社会福祉協議会が市の委託を受けて、公正・中立の立場を基本として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援する総合機関です。

高齢者やその家族の医療、保健、介護及び福祉などなど様々な方面から総合的に支援する事業所です。

### 踏襲

それまでのやり方を受け継いでその通りにやることです。

### 当事者団体

支援を受ける側で組織する各種団体のことです。

### 特殊詐欺被害

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振り込み、他の方法により現金等をだまし取る詐欺です。

振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺）などを総称したものになります。

### 特別支援教育コーディネーター

発達障がい者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者への相談窓口を行う専門職を担う教職員のことです。

### 特別支援教育支援員

幼稚園、小、中学校、高等学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上サポートを行う人です。

### 特別支援教育

障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行います。

### 防災アドバイザー

高齢者や身体が不自由な方、その家族に接する機会が多い方に、訪問先で防火や防災、救急事故に関するアドバイス（助言、指導）を行う人で、消防署が実施する「防火アドバイザー研修」を終了している人のことをいいます。

な行

### ニーズ

要求、必要、需要を指します。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

### ネットワーク

いろいろな分野でいろいろな使い方をされている言葉で、本計画では、人と人のつながり、人脈などを指しています。

は行

### バリアフリー

高齢者や障がいのある人などの社会生活におけるさまざまな障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のことをいいます。

### 避難行動要支援者

2013年(平成25年)6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人です。

### 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる人です。

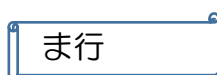
社会福祉主事の任用資格又は社会福祉士国家資格を有し、社会的信望があり、職務を行うのに必要な熱意と識見をもっている人のうち、市長が任命する非常勤職員です。

### 福祉委員

地域において、福祉問題の発見や福祉情報の伝達、近隣の協力者の開拓や近隣住民と当事者の結びつけなど、自治会役員や民生委員児童委員と協力して要支援者見守り活動や地域生活支援活動を行う協力者で社会福祉協議会から委嘱されている人です。

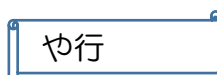
### ボランティア

自主的に社会事業などに参画し、奉仕活動をする人です。



### もしかしてネット

高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりを進めるため、伊達市と市内で配達等をされている事業者との間で協定を締結し、高齢者等の地域見守りを行う活動です。



### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考えを意味します。

## 1 地域福祉計画の策定経過

計画策定体制については、行政組織として地域福祉計画策定会議を設置し、現行計画の「第3期伊達市地域福祉計画」を見直し、新計画素案を作成しました。

また、市民参加のため関係福祉団体の推薦委員と公募委員（人材バンク等）により地域福祉計画策定委員会を組織し、計画案の審議検討を行いました。

### 平成30年

- 10月 9日 伊達市地域福祉計画策定会議開催（庁内組織：第1回）
  - ・伊達市地域福祉計画進捗状況調査を実施
- 10月25日 伊達市地域福祉計画策定委員会設置（市民組織：第1回）
  - ・委嘱状交付、第4期伊達市地域福祉計画の概要について
- 11月14日 伊達市地域福祉計画策定会議開催（庁内組織：第2回）
  - ・第4期伊達市地域福祉計画素案確認について
- 11月27日 伊達市地域福祉計画策定委員会開催（市民組織：第2回）
  - ・第4期伊達市地域福祉計画素案について
- 12月14日 伊達市地域福祉計画策定会議開催（庁内組織：第3回）
  - ・第4期伊達市地域福祉計画素案について
- 12月26日 伊達市地域福祉計画策定委員会開催（市民組織：第3回）
  - ・第4期伊達市地域福祉計画最終案について

### 平成31年

- 1月15日 経営会議付議（原案決定）
- 1月18日 原案に対する市民意見公募（パブリックコメント）開始  
（2月18日まで）
- 3月 第4期伊達市地域福祉計画決定

## 2 伊達市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### 伊達市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、伊達市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の原案について検討を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員14名以内をもって構成する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画決定までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年8月16日から施行する。



### 3 伊達市地域福祉計画策定委員会委員名簿

#### 伊達市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

	推 薦 団 体	氏 名	備 考
委員長	西胆振心身障がい者職親会	大 垣 勲 男	副会長
副委員長	伊達市社会福祉協議会	福 土 憲 昭	理事
	伊達市民生委員児童委員協議会	山 本 弘 司	副会長
	伊達市ボランティア連絡会	清 水 悦 郎	会長
	伊達市老人クラブ連合会	松 下 尚 敬	常任理事
	伊達市連合自治会協議会	菅 原 讓 司	環境福祉委員
	伊達身体障がい者福祉協会	埴 武 夫	副会長
	北海道社会福祉事業団太陽の園	船 水 雅 弘	総務部長
	社会福祉法人思誠会	長 沼 雄 二	セイントヒルズ施設長
	社会福祉法人伊達睦会	大 越 祐 平	事務局長
	社会福祉法人くさぶえ	平 塚 久 美	子育て支援センター 「えがお」センター長
	伊達市校長会	葛 西 正 敏	会長
	公募	大 宮 早 苗	
	公募（人材バンク）	荒 井 秀 樹	